

令和6年度低所得者支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯）
（10万円/1世帯）のご案内
受給には手続きが必要です

- 令和6年度に「新たに住民税均等割のみ課税となる世帯」に、1世帯あたり10万円を支給します。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

徳島市が申請書等を受理した日から約1か月が目安です。

支給対象となる世帯（主な項目を記載）

- 基準日（令和6年6月3日時点）で徳島市に住民登録があり、令和6年度に新たに住民税均等割のみ課税となる世帯
- 【「新たに住民税均等割のみ課税となる世帯」とは】
令和6年度に新たに世帯全員の住民税所得割が非課税で、うち少なくとも1人が住民税均等割のみ課税となる世帯のことです。
※ただし、以下の(1)、(2)のいずれかに該当する世帯などは対象から除きます。
 - (1) 世帯全員が、住民税を課税されている者に扶養されている世帯
 - (2) 令和5年度の「エネルギー・食料品価格等物価高騰支援給付金（7万円）」又は「低所得者支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯（10万円））」の支給対象世帯

①対象と思われる世帯には、徳島市から申請書（請求書）が届きます。

『返送』が必要です

【返送期限】令和6年9月13日
（当日消印有効）

詳しくは裏面「I」へ

②①以外の住民税均等割のみ課税世帯
（例）特別な事情等により住民票と別の住所にお住まいの世帯など

『申請』が必要です

【申請期限】申請書に記載された日
（当日消印有効）

詳しくは裏面「II」へ

給付金の支給手続き

I 徳島市から申請書（請求書）が送付される世帯

- 給付金を受け取るには、**返送が必要**です。
- 対象と思われる世帯には、徳島市から申請書（請求書）が届きますので、支給要件を確認のうえ、該当する場合は必要事項を記入し、市に返送してください。

【確認事項】

- ① 令和6年度に新たに世帯全員の住民税所得割が非課税で、うち少なくとも1人が住民税均等割のみ課税となる世帯であること
- ② 世帯全員が、住民税を課税されている者に扶養されていないこと
- ③ 住民税所得割が課税となる所得があるのに未申告である者がいないこと
- ④ 令和5年度の「エネルギー・食料品価格等物価高騰支援給付金（7万円）」又は「低所得者支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯（10万円）」の支給対象世帯でないこと（他自治体で同様の要件で支給対象となった給付金を含む）
- ⑤ 既に「令和6年度低所得者支援給付金（10万円）」の支給を受けた世帯でないこと（他自治体で同様の要件で支給対象となった給付金を含む）など

II 徳島市から申請書（請求書）が送付されないが、対象となる可能性のある世帯

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに提出してください。

例）配偶者やその他親族からの暴力を理由に避難している方など

現在お住まいの住所に住民票を移すことができない方でも、住民票上と別世帯とみなし、給付金を受給できる可能性があります。詳しくは「徳島市低所得者支援・調整給付コールセンター」までお問い合わせください。



低所得者支援給付金に対する給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに徳島市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることはありません。

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

徳島市低所得者支援・調整給付
コールセンター



088-655-3065

受付時間 9:00~17:00 月曜日~金曜日（祝日を除く）